

東北工業大学ガバナンス・コード実施状況報告書 【令和3(2021)年度】

令和3年11月1日現在

ガバナンス・コード	遵守状況	実施内容
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。 私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。 今後とも、東北工業大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。 また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。	遵守している	平成31(2019)年に中期計画「TOHTECH2023」を作成し、本学webサイトで公表している。 ●東北工業大学webサイト 【中期計画「TOHTECH2023」】 https://www.tohtech.ac.jp/corporation/tohtech2023/index.html
1－1 建学の精神		
(1) 建学の精神・理念・教育方針 建学の精神・理念・教育方針は次のとおりです。 建学の精神：わが国、特に東北地方の産業界で指導的役割を担う高度の技術者を養成する。 大学の理念：人間・環境を重視した、豊かな生活のための学問を創造し、それらの統合を目指す教育・研究により、持続可能な社会の発展に寄与する。 教育方針：専門家として必要な素地、調和のとれた人格、優れた創造力と実行力を備えた人材の育成。	非該当	記載事項変更なし。
1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）		
(1) 建学の精神・理念・教育方針に基づく教育目的等本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。 ①大学の目的 「創造から統合へ—仙台からの発進—」のスローガンのもと、学術を中心とした広い知識を授けると共に、工学、建築学、及びライフデザイン学を教授研究し、人間性と調和した科学技術を展開させうる人材の育成を目的とする。 ②工学部の目的 人間・環境を重視した工学を創造し、社会との真の融合を目指すことにより、地域に根ざした文化と産業の発達に寄与することを目的とする。 ③建築学部の目的 地域環境と人間社会を豊かにする建築学を創造し、建物をつくる知識や技術、建物を適切に計画するための知識や技術、建物を使いこなすための知識や技術の習得を目指すことにより、持続可能な社会と環境の構築に寄与することを目的とする。 ④ライフデザイン学部の目的 豊かな人間生活を指向したライフデザイン学を創造し、社会との真の融合を目指すことにより、地域に根ざした文化と産業の発達に寄与することを目的とする。	非該当	記載事項変更なし。

ガバナンス・コード	遵守状況	実施内容
<p>(2) 中期的（5年）な計画の策定と実現に必要な取組みについて</p> <p>①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。</p> <p>②中期的な計画の進捗状況、財務状況については、中期計画推進本部で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。</p> <p>③財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めています。</p> <p>④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。</p> <p>⑤経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。</p> <p>⑥中期的な計画に盛り込む内容例</p> <p>ア 建学の精神・理念に基づき育成するための教育体制及び就職支援</p> <p>イ 研究支援体制</p> <p>ウ 社会貢献の方策</p> <p>エ 経営・ガバナンス強化策</p> <p>オ 財政基盤の安定化策</p> <p>カ 教育環境整備計画</p>	遵守している	<p>平成31(2019)年4月に学校法人東北工業大学中期計画「TOHTECH2023」(2019-2023)を策定し公表している。</p> <p>建学の精神をよりどころとして、大学のあるべき姿、進むべき方向として策定した将来ビジョンを実現するため、教育、研究、社会貢献、管理運営、施設設備、連携・交流の6つの領域ごとに、重点的に取り組むべき重要施策を掲げている。なお、現中期計画は、令和2(2020)年度認証評価前に策定したものである。</p>
<p>(3) 私立大学の社会的責任等</p> <p>①自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。</p> <p>②学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。</p> <p>③私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。</p>	遵守している	<p>障がいのある学生に対し、公正な教育を保障し、修学及び学生生活における支援を積極的に推進することを目的に、障がい学生支援委員会を平成30(2018)年に設置した。</p>
<p>第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）</p> <p>私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。</p> <p>また、学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員（当該学校法人の設置する高校の校長、教員その他の職員を含む。）その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えることはありません。</p>	非該当	<p>記載事項変更なし。</p> <p>日本私立大学協会ガバナンス・コードに準拠した「東北工業大学ガバナンス・コード」を制定し実行している。</p>

ガバナンス・コード	遵守状況	実施内容
2－1 理事会		
(1) 理事会の役割 ①意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。 ②理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。 ③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。 ④実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。 ⑤役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。 ⑥役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。 ⑦役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。 ⑧理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。	遵守している	記載のとおり実施している。 責任限定契約については寄附行為（第16条）に定め、非業務執行理事と責任限定契約を締結している。また、役員賠償責任保険制度に加入し、役員の責任が加重にならないようにしている。
2－2 理事		
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化 ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。 ② 理事長を補佐する理事として、常勤理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。 ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。 ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。 ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。 ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	遵守している	記載のとおり実施している。
(2) 学内理事の役割 ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。 ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	遵守している	記載のとおり実施している。
(3) 外部理事の役割 ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。 ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。 ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	遵守している	記載のとおり実施している。 5名の外部理事を選任し、理事会において様々な視点から積極的に意見を述べている。
(4) 理事への研修機会の提供と充実 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	非該当	記載事項変更なし。 現時点において、外部理事に対する十分な研修機会の提供はできていないが、今後、ふさわしいと思われる研修や資料の提供を行うこととする。

ガバナンス・コード	遵守状況	実施内容
2－3 監事		
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。 ② 監事は、その責務を果たすため、理事会に出席して意見を述べるとともに、その他の重要会議に出席します。 ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。 ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。 ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	非該当	記載事項変更なし。 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。
(2) 監事の選任 ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。 ② 監事は3名置くこととします。 ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	遵守している	記載のとおり実施している。
(3) 監事監査基準 ① 監査機能の強化のため、学校法人東北工業大学監事監査規程等を作成します。 ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。 ③ 監事は、学校法人東北工業大学監事監査規程等に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	遵守している	記載のとおり実施している。 学校法人東北工業大学監事監査規程に基づき監査を実施し、監査報告書を本学webサイトで公表している。 ●東北工業大学webサイト 【財務情報】 https://www.tohtech.ac.jp/corporation/finance/
(4) 監事業務を支援するための体制整備 ① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。 ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。 ③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを行なうための監事サポート体制を整えます。 ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	遵守している	記載のとおり実施している。 監査を実効あるものにするため、監事、会計監査人、そして内部監査人の三者による監査、いわゆる「三様監査」を実施している。 年1回開催の文部科学省「学校法人監事研修会」の参加を依頼している。また、内部監査室と連携し、情報の共有及びサポートを行っている。

ガバナンス・コード	遵守状況	実施内容
2－4 評議員会		
(1) 諮問機関としての役割 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。 ① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分 ④ 役員に対する報酬等の支給基準 ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑥ 寄附行為の変更 ⑦ 合併 ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散 ⑨ 寄附金品の募集に関する事項 ⑩ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	遵守している	記載のとおり実施している。
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	遵守している	評議員会を欠席した評議員に対しても付議事項への意見を求めている。
(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	遵守している	記載のとおり実施している。
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	遵守している	記載のとおり実施している。
2－5 評議員		
(1) 評議員の選任 ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。 ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 当該学校法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 イ 当該学校法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 ウ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。 ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を寄附行為に基づき理事会又は評議員会が選任する扱いとしています。	遵守している	記載のとおり実施している。 理事定数11人に対し評議員定数23人とし、多くのステークホルダーから選出している。
(2) 評議員への研修機会の提供と充実 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを行っています。	遵守している	評議員に対しては、月1回開催する常勤理事会の資料を送付するとともに、評議員会開催の1週間前には、評議員会議案書を送付している。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
学長の任命は、東北工業大学学長選任規程に基づき、評議員会の諮問を経て、理事会が学長を選任し、理事長が学長を任命しており、学校法人東北工業大学組織規程において、「学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。 私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。	遵守している	経営戦略会議や常勤理事会等において、学長の意向が十分に反映されるよう組織的に取り組んでいる。

ガバナンス・コード	遵守状況	実施内容
3－1 学長		
(1) 学長の責務（役割・職務範囲） <ul style="list-style-type: none"> ① 学長は、建学の精神及び大学の理念を踏まえ、学則第2条に掲げる「「創造から統合へ－仙台からの発進－」のスローガンのもと、学術を中心とした広い知識を授けると共に、工学、建築学、及びライフデザイン学を教授研究し、人間性と調和した科学技術を展開させる人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを發揮し、大学教学運営を統括し、所属職員を統督します。 ② 所属職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。 	遵守している	記載のとおり実施している。
(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割） <ul style="list-style-type: none"> ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、学校法人東北工業大学組織規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。その職務については、「東北工業大学副学長の職務について」に定めています。 ② 学部長の役割については、学校法人東北工業大学組織規程において「学部長は、当該学部を総括する。」としています。 	遵守している	副学長の職務について、令和3(2021)年10月1日付けで一部を改正した。
3－2 教授会		
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については東北工業大学教授会規程に定めています。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	遵守している	記載のとおり実施している。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。	遵守している	記載のとおり実施している。
4－1 学生に対して		
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、4つの方針（AEGGポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 学部ごとの4つの方針（AEGGポリシー） <ul style="list-style-type: none"> ア 入学者受入の方針 / 入学（admission）ポリシー イ 教育課程表の編成・実施の方針 / 教育（education）ポリシー ウ 学位授与方針 / 卒業（graduation）ポリシー エ 学生の指導方針 / 指導（guidance）ポリシー ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。 ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。 	遵守している	自己点検・評価について、平成29(2017)年度から毎年実施し、本学webサイトで公表している。 ハラスメント防止について、「お互いが尊重しあえる学園であるために～東北工業大学ハラスメント防止について～（令和3(2021)年4月1日付）」を本学HPで公表している他、毎年教職員には、ハラスメント防止研修会への出席を義務化している。 <ul style="list-style-type: none"> ●東北工業大学webサイト 【自己点検評価】 https://www.tohtech.ac.jp/outline/evaluation/ 【ハラスメント防止について】 https://www.tohtech.ac.jp/outline/harassment/

ガバナンス・コード	遵守状況	実施内容
4-2 教職員等に対して		
(1) 教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	遵守している	記載のとおり実施している。 各WG・PTには教員と事務職員を配置し、協力・連携を行いながら計画の推進に取り組んでいます。
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD 全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。	非該当	記載事項変更なし。
① ボード・ディベロップメント：BD ア 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	遵守している	記載のとおり実施している。
② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 4つの方針（AEGGポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進する。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	遵守している	令和2(2020)年10月22日に策定した「東北工業大学教員人材育成基本方針」に従い、FD活動を行っている。
③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	遵守している	「学校法人東北工業大学事務研修に関する要綱」に基づき実施している。
4-3 社会に対して		
(1) 認証評価及び自己点検・評価 ① 認証評価の受審 平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。 ② 自己点検・評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。 ③ 外部評価の実施 自己点検・評価の妥当性及び適切性について客観的な評価を得るとともに、改善の指摘及び提言を受けることを目的として、第三者による外部評価を実施します。 ④ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	遵守している	<p>①認証評価の受審 - 令和2(2020)年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、適合の評価を受けた。 - 評価の結果示された参考意見および改善を要する点の指摘等については、内部質保証推進委員会で具体的な対応策を検討し、令和3(2021)年度中に改善を行った。</p> <p>②自己点検評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施 - 平成30(2018)年度より毎年度自己点検評価を実施し、改善が必要な課題を示している。 - 具体的な改善策については、令和2(2020)年度に新設した内部質保証推進委員会において検討した上で改善策（AEGGポリシーの見直し・キャリア教育の再編・学修成果可視化方針の策定・ディプロマサブリメントの開発等）の推進計画を策定し、学長の承認を得て実行に移しており、自己点検・評価結果を踏まえたPDCAサイクルを確実に実施している。</p> <p>③外部評価の実施 - 毎年度、5名の学外有識者を委員とする外部評価委員会を開催し、本学が行った自己点検・評価の内容について客観的な立場からのご意見をいただき、その結果を内部質保証推進委員会が策定する改善のための推進計画に反映させることで、本学の運営改善に活用している。 直近3年間の開催実績は以下の通りである。 - 令和元(2019)年11月28日開催・令和2(2020)年11月25日開催・令和3(2021)年11月29日開催</p> <p>④学内外への情報公開 - 自己点検・評価報告書および認証評価の結果については、本学HPで公開している。 - 教育研究をはじめとする各種情報を「TOHTCH FACT BOOK」にまとめ、毎年度学内で情報共有するとともに、特に教育成果を中心とする重要な部分を抜粋して、各種アンケート調査の結果も併せて学外に向けで本学webサイトで公開している。</p>

ガバナンス・コード	遵守状況	実施内容
(2) 社会貢献・地域連携 ① 持続可能な東北を目指し、地域資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。 ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、产学、官学、産業等の結節点として機能します。 ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。 ④ 大規模災害への対応として、地域社会と人材育成や減災活動に取組みます。 ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	遵守している	①県内及び隣県の地方自治体が抱える諸課題解決に向けて、それぞれの持つ地域資源の有効活用を図りながら、大学として研究成果をベースとした計画案を提示している。 ②全国規模の大学等の研究シーズと産業界のニーズをマッチングさせるイベントへの参加や県内産学共同研究会の企画提案募集に取り組んでいる。 ③④⑤一般住民も対象とした開放型講座を年間を通じ開講している。テーマとしては、東日本大震災の経験を踏まえた災害伝承、防災・減災、環境課題解決、地域の共存・共栄等であり、サステイナブルな地域づくりを目指した講座を開講している。
4－4 危機管理及び法令遵守		
(1) 危機管理のための体制整備 ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等） ② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策 ③ 事業継続計画の策定に取組みます。	遵守している	記載のとおり実施している。 ・「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北工業大学の行動指針（BCP）」を策定し、対応した。 ○以下のマニュアルの整備・研修会等を実施している。 【マニュアル等】 ・「学校法人東北工業大学危機管理規程」 ・「東北工業大学防火・防災管理規程」 ・「震災時対応、安否確認と学生等への周知マニュアル」 ・「ハラスメント対応マニュアル」 ・「情報セキュリティインシデント対応について」 ・「危機管理広報」 ・「不審者対応マニュアル」 【研修等】 ・ハラスメント防止研修会（令和3(2021)年9月15日） ・情報セキュリティ研修（令和2(2020)年11月～令和3(2021)年2月） ・避難訓練（令和3(2021)年10月29日） ・安否確認訓練（令和2(2020)年4月8日）
(2) 法令遵守のための体制整備 ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。 ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	遵守している	記載のとおり実施している。 ①法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいる。 ②内部通報窓口の他、学校法人東北工業大学公益通報者の保護に関する規程を改正し、令和3(2021)年4月に外部通報窓口を設置し、通報者の保護を図っている。
第5章 透明性の確保（情報公開）		
私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。	遵守している	法人運営、教育研究活動等について、多くのステークホルダーから信頼を得ることを目的に本学webサイトでの情報公開を積極的に行っている。

ガバナンス・コード	遵守状況	実施内容
5－1 情報公開の充実 (1) 法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。	非該当	記載事項変更なし。
<p>① 教育・研究に資する情報公表</p> <p>ア 大学の教育研究上の目的 イ 入学者受入の方針 / 入学 (admission) ポリシー ウ 教育課程表の編成・実施の方針 / 教育 (education) ポリシー エ 学位授与方針 / 卒業 (graduation) ポリシー オ 学生の指導方針 / 指導 (guidance) ポリシー カ 教育研究上の基本組織 キ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ク 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ケ 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 コ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 サ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 シ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 ス 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 セ 学生が修得すべき知識及び能力 ソ 国際交流・社会貢献</p>	遵守している	<p>本学webサイトで公表している。</p> <p>●東北工業大学webサイト 【建学の精神・教育理念】 https://www.tohtech.ac.jp/outline/philosophy/ 【公表データ】 https://www.tohtech.ac.jp/outline/disclosure/</p>
<p>② 学校法人に関する情報公表</p> <p>ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書 1) 法人の概要 ・建学の精神 ・学校法人の沿革 ・理事・監事・評議員の氏名 ・設置する学校 ・定員・在籍者数 ・教職員数 ・学校法人の所在地 2) 事業の概要 ・主な事業の計画及びその進捗状況 3) 財務の概要 ・収支及び財産（貸借対照表、収支計算書）の状況</p>	遵守している	<p>記載事項を本学HPで公表している。</p> <p>●東北工業大学webサイト 【大学概要】 https://www.tohtech.ac.jp/outline/ 【法人概要】【事業概要】【財産概要】 https://www.tohtech.ac.jp/corporation/</p>

ガバナンス・コード	遵守状況	実施内容
<p>(2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。</p> <p>① 教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携 エ 公正な研究活動 ② 学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画</p>	遵守している	<p>以下の情報を本学HPで公表している。 「教育研究上の基礎的な組織に関する情報」「学術交流情報サイト」「地域連携・交流事業」「研究事業」「法人概要」「中期計画(TOHTECH2023)」等</p> <p>●東北工業大学webサイト ①ア【学術交流協定締結校一覧】 https://www.tohtech.ac.jp/outline/agreements/ ①イ【学都仙台単位互換ネットワーク】 https://www.tohtech.ac.jp/outline/gakutosendai/ 【学都仙台】 http://www.gakuto-sendai.jp/ 【国際交流情報サイト】 https://www.tohtech.ac.jp/intl/ ①ウ【地域連携】地域連携・研究支援>地域連携センター>地域連携・交流事業/連携協定一覧 https://www.rc-center.tohtech.ac.jp/department/kouryu/ ①エ【研究事業】【地域連携】地域連携・研究支援>研究支援センター>研究事業 https://www.rc-center.tohtech.ac.jp/department/project/ ②ア【中期計画】 https://www.tohtech.ac.jp/corporation/tohtech2023/index.html</p>
<p>(3) 情報公開の工夫等 ① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。 ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。</p>	遵守している	<p>「学校法人東北工業大学情報公開規程」に基づき公開する。</p>